**第８期大阪府分別収集促進計画の策定について**

1.　計画策定の趣旨

○「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」第９条に基づき策定する法定計画

○平成28年６月に策定した「大阪府循環型社会推進計画」のうち、市町村の実施する容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進等を推進するための個別計画

2.　 計画期間

○平成29年度から平成33年度の５年間（計画は３年毎に策定）

3.　対象品目

○家庭から排出される以下の10品目の容器包装廃棄物

①無色のガラス製容器　②茶色のガラス製容器　③その他の色のガラス製容器

④その他の紙製容器包装　⑤ペットボトル　⑥プラスチック製容器包装　⑦スチール製容器包装

⑧アルミ製容器包装　⑨飲料用紙製容器　⑩段ボール

4.　容器包装廃棄物の分別収集量の実績

○府内における容器包装廃棄物の分別収集量の実績は、図１のとおり

○生活系ごみ排出量に対する容器包装廃棄物の分別収集量の割合を上昇させることが課題



図１　分別収集実績量と排出見込み量

5.　容器包装廃棄物の排出量等の見込み

○各年度における、府内の容器包装廃棄物の排出量及び収集量の見込みは、表１のとおり

○排出量等の見込みは、府内各市町村が策定した市町村分別収集計画に記載された数値を取りまとめたもの

6.　容器包装廃棄物の排出量等の目標

○法では、都道府県分別収集計画において、「府内市町村別の容器包装廃棄物の排出量及び収集量の見込み」並びに「それらの合算量」について定めることとされているが、本計画においては、「見込み」と併せて、「目標」を表２のとおり設定

○「大阪府循環型社会推進計画」において、府内の廃棄物全体の削減等に係る目標が掲げられているため、これらとの整合を図り、目標値を算出

表１　府内の容器包装廃棄物の排出量及び収集量の見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （単位：t） | H27(実績) | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| 排出量 | 459,752 | 462,096 | 459,426 | 457,706 | 454,760 | 449,007 |
| 分別収集量 | 168,444 | 178,897 | 179,701 | 180,359 | 180,676 | 181,529 |

表２　府内の容器包装廃棄物の分別収集量の目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | H32（目標） | H32（見込み） | H26（実績） |
| 分別収集量 | 234 | 181 | 167 |
| 排出量 | - | 455 | 460 |

7.　容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進に関する施策

○府は、市町村が円滑な分別収集を実施することができるよう技術的援助を与える立場として、以下の施策を推進

(1)容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進に関する府民への情報提供

・容器包装リサイクルに関する情報の提供

・市町村におけるごみの減量やリサイクルを推進するための取組みに関する情報の提供

(2)市町村相互間の分別収集に関する情報交換の促進

・分別収集の促進に効果的な手法についての市町村間の情報共有

・ごみ処理の広域化に関する市町村間の調整

＜目標設定の考え方＞

○再生利用量増加の取組み

循環計画では平成32年度までに以下の生活系ごみの分別目標を設定

・資源化可能な紙ごみの15％を資源ごみに分別

・燃えるごみに含まれるプラスチック製容器包装の15％を資源ごみに分別

Ｈ32年度分別収集量（目標）

＝（生活系ごみH32排出量）×

（紙ごみ・容プラの重量比混入率）×15％

＋収集見込み量

（参考）

○H32生活系ごみ排出量：1,730千トン

○推計に用いた、府内市町村におけるごみ質調査

結果の可燃ごみ中の割合

・資源化可能な紙ごみ　　　・・・　13.7％

・プラスチック製容器包装　・・・　 6.9％

**容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）について**

１．法の仕組み

○一般廃棄物（ごみ）のうち、大きな割合（容積比で約５割）を占める容器包装廃棄物について、消費者、事業者、行政のそれぞれの役割分担のもとでリサイクルを行う仕組みについて規定

　（法に定める役割）

　　・消費者：容器包装廃棄物の排出抑制、分別排出

　　・事業者：容器包装の過剰な使用の抑制、容器包装廃棄物の再商品化

　　・市町村：容器包装廃棄物の分別収集、再生資源業者への引渡し

　　・都道府県：市町村が円滑な分別収集を実施することができるよう技術的援助

　　・　国　：容器包装廃棄物の再商品化等を促進するために必要な資金の確保

○制定：平成７年１２月

　本格施行：平成９年４月(７品目開始)

ガラス製容器包装（無色・茶色・その他の色）、ペットボトル、スチール製容器包装、

アルミ製容器包装、飲料用紙製容器

　完全施行：平成１２年４月(３品目追加)

その他の紙製容器包装、プラスチック製容器包装、段ボール製容器包装

○法で定められた再商品化ルート

　・指定法人ルート（主な再商品化ルート）

・特定事業者独自ルート（市町村を介した回収ルートで、ルート全体が国に認定されたもの）

・自主回収ルート（販売店等を介した回収ルートで、回収方法が国に認定されたもの）

市町村貢献分支払

**指定法人ルートの流れ**

**消費者**

**（分別排出）**

**特定事業者（容器の製造、容器包装の利用事業者）**

商品の提供

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商品の提供

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　リサイクル義務の履行

容器包装の分別収集

リサイクル義務の履行

（リサイクル費用の支払い）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（リサイクル費用の支払

一般廃棄物収集運搬業、処分業の許可不要

ア　指定法人

イ　アから委託を受けて再商品化に必要な行為をするリサイクル事業者等

**指定法人**

**（（財）日本容器包装リサイクル協会）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　、処分業の許可

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　イ　アから委託を受

入札

市町村拠出金支払

引取契約

リサイクル費用の支払い

容器包装の引渡し

登録

再商品化製品

利用メーカー

**リサイクル事業者**

**（再商品化）**

**市町村**

**（分別収集）**

再商品化費用の流れ

容器包装の流れ

市町村拠出金の流れ

２．再商品化計画（法第７条）

　　国は、「市町村分別収集計画」、「都道府県分別収集促進計画」を取りまとめ、容器包蔵廃棄物の再商品化に関する計画（３年ごと、５年を１期）を策定

　　再商品化計画をもとに、特定事業者の再商品化義務量を算定

　＜内容＞

・計画に定める事項

①各年度において再商品化される物の量の見込み

②再商品化するための施設の設置に関する事項

③再商品化の具体的方策に関する事項

④再商品化の実施に関しその他の重要な事項

３．市町村分別収集計画(法第８条)

　　市町村は、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（３年ごと、５年を１期）を策定

　＜内容＞

・計画に定める事項

①各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

②容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項

③分別収集を行う容器包装廃棄物の種類、分別収集に係る分別の区分

④各年度における容器包装廃棄物の収集量の見込み

⑤分別収集を実施する者に関する基本的な事項

⑥分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

・国の基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して計画を定めるとともに、当該市町村の一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。

４．大阪府分別収集促進計画（法第９条）

　　府は、「市町村分別収集計画」を取りまとめ、府内における容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集の促進に関する計画（３年ごと、５年を１期）を策定

　＜内容＞

・計画に定める事項

①各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及びその合算量

②各年度における市町村別の容器包装廃棄物の収集量の見込み及びその合算量

③排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、区域内の市町村相互間の情報交換の促進等に関する事項

・国の基本方針に即し、かつ再商品化計画を勘案して計画を定めるとともに、市町村の定める市町村分別収集計画に適合するものでなければならない。